

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成28年6月8日 12時40分ごろ
発生場所	滋賀県大津市近江舞子南浜水泳場東方沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位220° 420m付近 （概位 北緯35° 13.6′ 東経135° 57.6′）
事故の概要	水上オートバイDIX310LXは、浮体をえい航して旋回中、えい航していた浮体の搭乗者1人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成28年6月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ DIX310LX、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-33336大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、約20～30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で友人（以下「搭乗者」という。）2人を搭乗させた浮体をえい航中、前方に浮遊していた他の浮体を認め、避けようと左に旋回したところ、えい航していた浮体が振れて前方の浮体に接触し、その衝撃でえい航していた浮体の搭乗者2人が落水して1人が右腕を負傷した。 えい航ロープの長さは、約10mであった。 船長、同乗者及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、搭乗者2人を乗せた浮体を約20～30km/hの速力でえい航中、船長が、前方に浮遊していた浮体を認め、避けようと旋回した際、えい航していた浮体が振れて前方の浮体に接触したことから、浮体の搭乗者2人が落水し、1人が負傷したものと考えられるが、負傷するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が搭乗者2人を乗せた浮体を約20～30km/hの速力でえい航中、船長が、前方に浮遊していた浮体を認め、避けようと旋回した際、えい航していた浮体が振れて前方の浮体に接触したため、浮体の搭乗者2人が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	<ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイは、浮体をえい航中に旋回するとき、搭乗者に危険が及ばない程度の速力に減速すること。
--	--